

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		建築確認検査事務事業			事業コード	1601
担当課等	所属名	都市整備部 建築指導課			担当係名	
	課長名	武藤 功	担当者名	佐々木 光彦	電話番号	7228

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	快適な都市機能	コード 7	施策	快適な居住環境の実現	コード 3						
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード 2	関連予算 費目名	一般会計 8款 5項 4目 建築指導事務(001-01)							
	特記事項											
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度 ⇒ (開始年度 昭和48年度～)											
事務事業の概要	建築基準法に基づく建築物等の特定工程に係る中間検査及び完了検査を行なう事務事業											
根拠法令等	建築基準法第7条, 同第7条の3, 同第18条											
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)												
建築基準法に基づき, 市の人口が25万人を超えるときは, 同法の事務を所管する建築主事を置かなければならないと規定されているが, 県庁所在地である盛岡市では知事の同意のもとに昭和48年4月1日に特定行政庁(建築主事を置く市町村の長)を設置。以降, 法定人口25万人を超えたことにより, 平成13年5月1日に知事の同意を要さない一般特定行政庁となり現在に至り, 建築基準法に基づくところの事務事業を実施してきた。												
この事務事業に対して関係者(市民, 議会, 事業対象者, 利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか												
建築物の検査において合格となる物件及び検査不備となっても不備は正を行うことにより検査済証の交付にいたる物件は問題ないが, 検査不備の指摘に対して, 厳しすぎるという意見がある。この意見は, 法解釈や法の趣旨の認識の度合いに起因するところが多いと受け止めているが, こうした事例には法の趣旨等を理解していただくよう説明を重ね, 検査合格に至るよう努めている。												
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどのように変化したか。今後の見通しはどうか												
平成11年から5か年にわたって建築基準法の大幅な法改正が行われ, 仕様規定のほかに性能規定などの新たな法規定や, 具体的な規制基準を規定する多くの告示など, 法体系が複雑化している。本事務事業である建築確認検査においても, 工事監理の適正化を目的とした特定工程における中間検査制度の指定をはじめ, 完了検査時の施行関係書類の確認など建築物1件あたりの検査所要時間は増加傾向にあった。このような状況のなか, 平成17年の耐震強度偽装事件の発生による法改正, 特に平成19年の建築基準法の改正においては特定工程における中間検査が法律で義務付けられ, 更なる中間検査・完了検査の充実が求められている。 平成22年度においては建築確認手続き等の運用改善として法改正(3月29日公布, 6月1日施行)が行われたほか, 景気動向や少子高齢化などの社会動向の変化により, 建築着工棟数の増減とそれに伴う建築確認検査の増減が見込まれる。												

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を, 何を対象としているのか)	建築物等及び建築物等の建築主(築造主)、設計者、工事監理者、工事施工者	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 完了検査申請件数	単位	件
				B. 特定工程に係る中間検査申請件数	単位	件
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容, やり方, 手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) 特定工程に係る中間検査申請書若しくは完了検査申請書を受理し、検査を実施。検査の結果、建築基準関係規定に適合していると認めるときは、中間検査合格証若しくは検査済証を交付した。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 特定工程に係る中間検査申請書若しくは完了検査申請書を受理し、検査を実施。検査の結果、建築基準関係規定に適合していると認めるときは、中間検査合格証若しくは検査済証を交付する。	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 完了検査件数	単位	件
				B. 特定工程に係る中間検査件数	単位	件
				C.	単位	
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	建築基準法に適合した建築物の建築により、同法第1条に規定される「国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資する」よう、建築物等の検査の受検の徹底を図る。	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 検査済証交付件数 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	件
				B. 中間検査合格証交付件数 【指標の性格:● 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	件
				C. 【指標の性格:○ 上げる ○ 下げる ○ 維持する】	単位	
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するか)	快適な住宅地が形成されている 建築物が適正化されている	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	市街化区域内における未利用地面積(単位:ha)		

2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	完了検査申請件数	件	534	404	400	393	400	400	年度
対象 指標B	特定工程に係る中間検査申請件数	件	37	61	55	36	35	35	年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	完了検査件数	件	534	404	400	393	400	400	年度
活動 指標B	特定工程に係る中間検査件数	件	37	61	55	36	35	35	年度
活動 指標C									年度
成果 指標A	検査済証交付件数	件	535	408	400	391	400	400	年度
成果 指標B	中間検査合格証交付件数	件	37	59	55	36	35	35	年度
成果 指標C									年度

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	0	0	0	0	0	0	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	0	0	0	0	0	0	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	0	0	0	0	0	0	*****
延べ業務時間数			時間	3,648	3,156	3,060	2,790	2,820	*****
職員人件費 (B) (臨時職員賃金は、事務費に含む)			千円	14,592	12,624	12,240	11,160	11,280	*****
トータルコスト (A) + (B)			千円	14,592	12,624	12,240	11,160	11,280	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありますか？	☒ 削減余地がある ☐ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☒ 削減余地がある ☐ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること ここ数年の傾向として、建築確認審査業務及び検査業務は市から民間の検査機関への移行が進むとともに総体の申請件数も減少し、年々市への申請件数は減少しているが、耐震強度偽装事件を契機とする法改正が施行されてより精度の高い内容での検査が要求されており、盛岡市においても適正なる検査をおこなう。 ②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 中間検査制度のさらなる周知徹底と検査体制の充実。
---------	--

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 <table><tr><td>① 必要性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>② 有効性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>③ 効率性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr><tr><td>④ 公平性</td><td>● 妥当</td><td>○ 見直し余地あり</td></tr></table>	① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり	② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり	③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり	④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり	(2)全体総括(振り返り、反省点) 本業務は、建築基準法に基づく中間検査及び完了検査であり、平成12年度より民間確認検査機関も参入している。 中間・完了検査率の更なる向上を目標とすべきである。
① 必要性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
② 有効性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
③ 効率性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
④ 公平性	● 妥当	○ 見直し余地あり												
今後の方向性と改革改善案	(3)今後の事務の方向性(改革改善案) <table><tr><td>☐ 終了</td><td>☒ 継続</td><td rowspan="3"></td><td>☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)</td></tr><tr><td>☐ 廃止</td><td>☐ 休止</td><td>☐ 改革改善を行う</td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>☐ 事業統廃合・連携</td></tr></table>  方向付けの理由と改革改善の内容 建築基準法の理解と検査能力の向上を図りながら、適正で迅速な検査に努める。		☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)	☐ 廃止	☐ 休止	☐ 改革改善を行う			☐ 事業統廃合・連携		
☐ 終了	☒ 継続		☐ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)											
☐ 廃止	☐ 休止		☐ 改革改善を行う											
			☐ 事業統廃合・連携											